

概要（事前分析表のポイント）

施策目標Ⅶ-1-1

生活保護制度を適正に実施すること

【概要】 令和5年度事前分析表（施策目標Ⅶ-1-1）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標1： 生活保護制度を適正に実施すること

現 状

1. 就労支援【3頁】

- 被保護者就労支援事業等の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っているが、引き続き取り組みを推進していく必要がある。
- 一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。

課題1

- これまでKPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率、及び「その他の世帯」の就労率について、新型コロナウイルス感染症等も影響し、実績値が目標達成に至っていない。
- 感染状況等も見据え、事業の進捗を図り、引き続き、就労支援事業等への参加を促す必要がある。

達成目標1

就労支援事業等の実施により、就労等につなげ保護脱却を支援

課題2

- 対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。

達成目標2

被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化

2. 医療扶助【4頁～5頁】

- 生活保護負担金（事業費ベース）は約3.7兆円（R4年度当初予算）で、実績額の約半分を医療扶助が占めている。
- 医療扶助については、これまで頻回受診対策や後発医薬品使用の原則化等の適正化対策を進めており、一定の成果が見られる。

課題3

- 頻回受診対策については、適正受診指導等の取組によって受診行動が改善する者が見られる一方で、適正受診指導を行っても改善に至らない場合や、一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もある。

達成目標3

頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上

課題4

- 後発医薬品の使用原則化の取組については、使用促進の取組により後発医薬品の使用率は高まっており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて、使用促進を図る必要がある。

達成目標4

- 後発医薬品使用促進の取組強化
 - 後発医薬品使用割合の向上
- ※ 目標値を、従前の全国ベースの使用割合から、各都道府県毎の使用割合に変更し、更なる取組強化を図る。

6 頻回受診指導による改善者数割合（アウトカム）

7 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発使用品使用促進計画の策定率（アウトプット）

8 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合（アウトカム）

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

1 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率（アウトプット）

2 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入増加した者の割合（アウトカム）

3 「その他の世帯」の就労率（アウトカム）

4 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム）

5 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム）

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。

（注1） 課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。

（注2） 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。

（注3） 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。

10

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

11

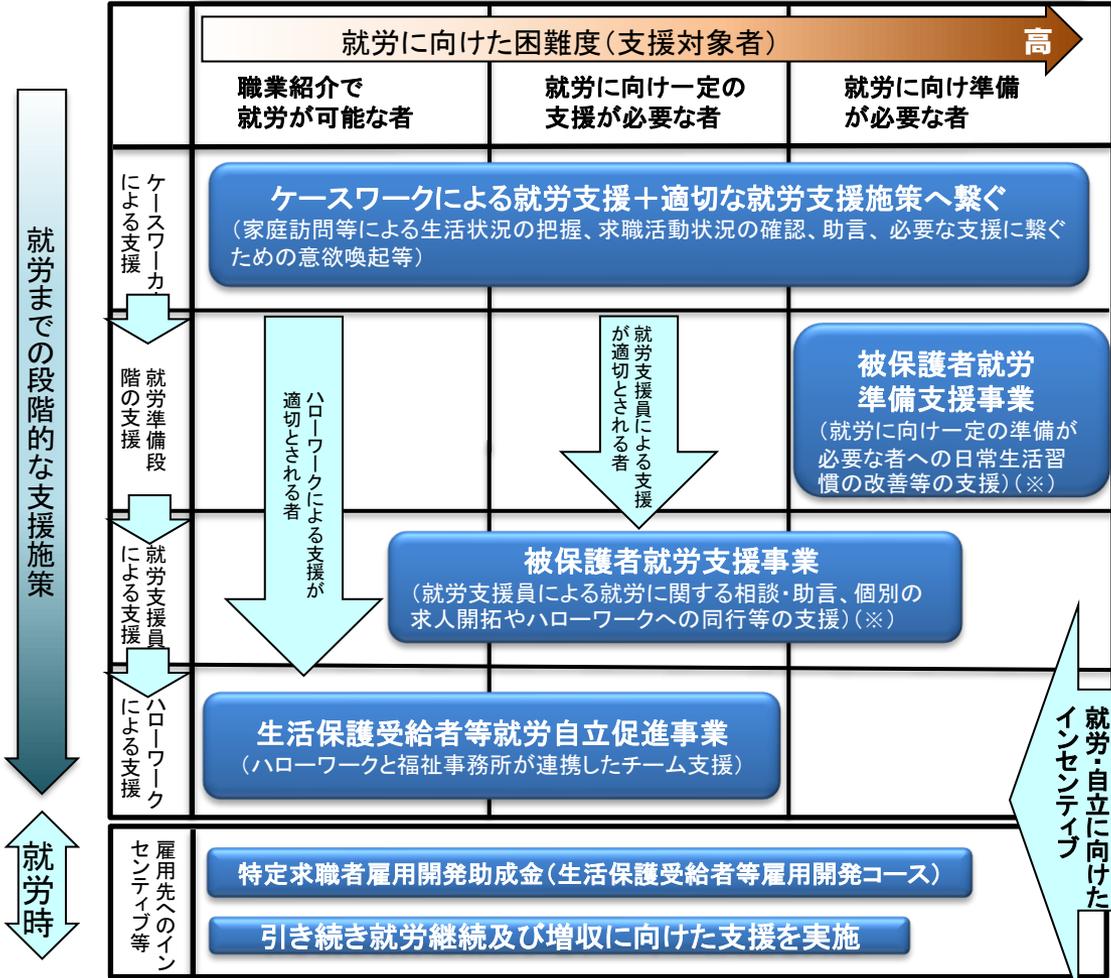
測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

12

達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

生活保護受給者に対する就労支援施策について

生活保護受給者に対する就労支援の実施



【参考】就労支援事業等の参加状況 (R2年度)

事業対象者	参加者	参加率
191,506人	93,181人	48.7%
	就労増収者	就労増収率
	32,097人	34.4%

・改革工程表KPI (達成時期: 2025年度まで)
 事業に参加可能な者の参加率 65%
 事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上
 ○生活保護受給者等就労自立促進事業
 (参加者) 46,288人
 (就労増収者) 25,811人 (55.8%)
 ○被保護者就労支援事業
 (参加者) 65,854人
 (就労増収者) 18,202人 (27.6%)
 ○被保護者就労準備支援事業
 (参加者) 6,850人
 (就労増収者) 918人 (13.4%)
 ○その他自治体の独自事業
 (参加者) 3,452人
 (就労増収者) 926人 (26.8%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金
 【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
 (上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除
 【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
 (最低控除額 15,000円)

就労活動促進費
 【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
 (月5,000円 原則6ヶ月以内)

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

平成30年法改正(後発医薬品使用原則化)の概要

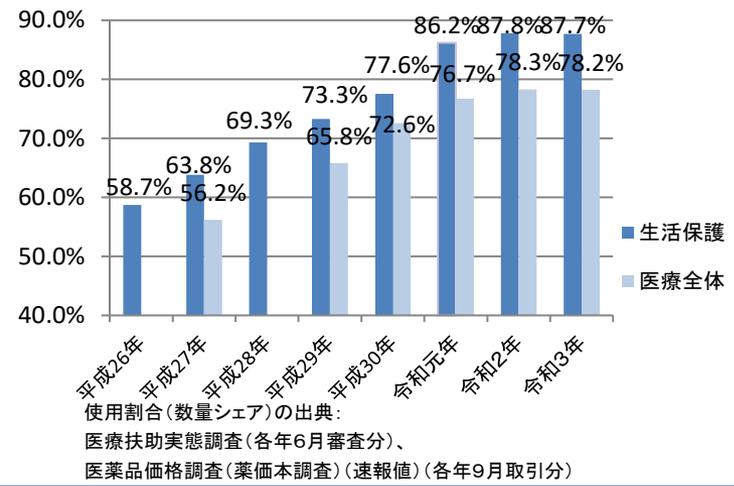
○医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができるものと認めたもの(※1)については、原則(※2)として、後発医薬品による給付を行うことを法律に規定(平成30年10月1日施行)

第34条第3項 (略)医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

※1 具体的には、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合。
※2 例外としては、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と比べて同額以上となっている場合や、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合。

後発医薬品使用原則化による効果

- 令和3年6月社会保険診療報酬支払基金審査分レセプトにおける、後発医薬品使用割合は、87.7%(前年比0.1%減)となった。
※令和3年医療扶助実態調査
- 令和2年度に引き続き、使用割合80%という政府目標は達成された。
- 伸び率については、原則化前(平成30年)より10.1%増となっており、後発医薬品の使用を原則化した効果があったものといえる。



参考:平成25年法改正時の見直し

- 後発医薬品の使用を促すことを規定(平成26年1月1日施行)
 - ※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、
 - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
 - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

頻回受診の適正化について(概要)

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者 ※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の把握

毎月レセプトを確認し、頻回受診者にかかる台帳を作成

主治医訪問・嘱託医協議

主治医や嘱託医に協議し、頻回受診と認められるか否かを判断

指導の実施

頻回受診と判断された者について、訪問により指導を実施

改善状況の確認

指導の翌月、医療機関へ改善状況を確認。
改善されていない場合には、引き続き指導を実施

【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15以上の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人
改善者数割合(C/B)	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%

令和4年度以降の取組

- 令和3年度に引き続き、令和4年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等) ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを推進